



## 大連市の新しい環境保護政策について

北陸銀行 国際部  
大連駐在員事務所  
金春梅

### 1. はじめに

2018年1月1日から中国では、「環境保護税」をはじめ、複数の環境保護制度が実施されています。その準備として、昨年12月28日、当事務所所在の森ビル内で日系企業の中国人実務担当者向けに大連市環境保護局による環境セミナーが開催されました。大連市内のほかにも、遠方の開発区や高新園區など、約150名の日系企業担当者がセミナーに参加しました。セミナーでは、大連市環境関連の規定や政策について活発な意見交換が行われました。

### 2. 2018年1月1日から新しく実施された環境制度（大連市&中国）

#### (1) 「中華人民共和国環境保護税」

課税対象	中国領域または中国管轄のその他海域で、環境に直接大気汚染物質・水質汚染物質・固体廃棄物・騒音を排出する企業		
税額基準	大気汚染物質	1.2元/1汚染量	
	水質汚染物質	1.4元/1汚染量(2018~2019暫定)	
	固体廃棄物	5元~1000元/トン	
	騒音	350元~11200元(6ランクあり)	
減免範囲	①農業生産(大規模養殖は含まない)で課税汚染物質を排出した場合 ②自動車、鉄道、船舶、航空機などの流動汚染源から課税汚染物質を排出した場合 ③都市污水集中処理、生活ゴミ集中処理場において課税汚染物質を排出した場合 ④納税者が総合的に利用する固体廃棄物で、国家と地方の環境保護の標準に合致する場合 ⑤国が免税と承認されるその他の状況		

#### (2) 「中華人民共和国水質汚染防止法」

法律改正後は、違法汚染物質に対する処罰が重くなります。具体的には、以下のように改正されました。さらに今後は、騒音防止法、固体廃棄物汚染防止法も徐々に制定されるそうです。

##### ①政府の環境保護責任を強化

国の水環境保護目標責任制、水環境保護試験評価制度の実施により、地方政府は、水環境に対して実際の責任を負うこととなります。今後、水環境保護目標責任制の実施状況や現地水環境の品質は、地方政府指導者への実績評価にも影響することになるでしょう。

②企業の違法行為に対する罰金幅拡大

企業の標準値超過、総量超過に対する罰金の金額が明確化され、改正前より厳しい罰金が課せられています。

③処罰対象行為の種類を追加

(例)有害な水汚染物情報の未公開、自動監視装置を未設置など9つの違法行為を追加

④処罰対象を拡大

違法汚染会社に対して「双罰制」を実施します。その会社を処罰するだけでなく、当該会社の直接責任者も処罰します。

⑤立証責任を規定

(例)水質汚染による損害賠償訴訟において、汚染物質排出側は法律で規定された免責事由とその行為による損害結果との間に因果関係が存在しないことを立証する責任を規定する。

⑥違法限界の明確化

1984年と1996年の「水質汚染対策法」では、『排出基準値＝罰金徴収ライン』という解釈でした。今回の改正によって、処罰がより厳格で具体的になり、排出基準値を超えれば『違法』となります。

(3)「汚染排出許可証」制度

大連市では、企業は排出許可証をもって廃棄物の排出が許可され、定期的な報告が必要となります。企業責任として、①申請材料の真実性・正確性・完全性に対して法律責任を引き受けること、②汚染物質の排出種類・濃度・排出量は許可範囲に収めること、③責任者と関係者の環境保護責任を明確にし積極的に監査を受けること、が求められます。

許可証の管理内容	大気汚染物質、水質汚染物質、法により定めたその他の汚染物質
許可証の情報公示	「国家汚染排出許可情報公開システム」では許可証の申告、抹消、取消、紛失などの関連情報が公示される

### 3. 大連市の環境問題に対する積極的な取り組みについて(2017年の事例より)

- (1) 10トン以下の石炭ボイラー、134台を取り壊し、環境保護ボイラーに取り換えました。
- (2) 「黄標車※」や古い車を2.1万台廃車にし、新しい公共交通車(バスなど)は、全て電気自動車を使用するなど車の排気ガス汚染を軽減し、新エネルギー自動車の活用を積極的に進めました。  
(「黄標車※」…排気量が大きく、濃度が高く、排出安定性がよくない車両)
- (3) 大連の青空数は298日、PM2.5やPM10の平均濃度は、中国国家2級標準に初到達しました。  
空気の質は、全国74の同類都市の中で15位、19の副省級以上の都市の中で第3位(1位:深圳、2位:廈門)、北方の有名都市では第1位でした。

## 4. 日系企業も関心を寄せる環境問題

セミナーの最後に、参加者たちは自社が抱えている問題について質問しました。

「工業区から商業区になった場合、土地への再評価は必要か」、「20年前の設立当時、環境評価を受けているが、今後再評価で移転が必要と言われた場合、どうすればいいか」、「廃棄物回収費用の増加問題」等、企業からの関心事に対して当局は個別対応し、相談担当部署の連絡先等を案内しました。

新しい環境法については日系企業の関心度が高いことから、大連では日本の弁護士事務所や日中法務交流機構主催の「環境問題を巡る法令に関するセミナー」が行われています。

## 5. 終わりに

この10年を振り返ると、大連では真冬でも青空が多くなってきている感じがします。10年前は、地下鉄建設や道路工事が多く、冬は石炭を燃やして湯暖房を沸かすため、空気の汚染がとても深刻で、スモッグの多い日が長く続いていました。

今後は、環境問題を巡る法令についてもっと勉強し、大連に進出しているお客様に有益な情報を提供し、提携先である政府機関にお客様のニーズや関心事項などを伝達・提案できればと思っています。

以上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

**ほくりく長城会**

**海外ビジネス情報**

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp